**保有特定個人情報（一部）開示決定通知書**

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

（実施機関）

　　年　　月　　日に請求のありました保有特定個人情報の開示については、次のとおり開示することを決定しましたので、矢祭町特定個人情報保護条例（平成27年矢祭町条例第　号）第１７条第１項の規定により通知します。ただし、開示の請求に係る保有特定個人情報には、開示しない部分が一部あることをご了承ください。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に　　　に対して不服申立てをすることができます。また、この決定については、この決定があったことを知った日（上記不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、矢祭町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開示の請求に  係る保有特定個人  情報の内容 |  | |
| 開示しない  部分及び理由 | 開示しない  部分の概要 |  |
| 理　　　由 | 矢祭町特定個人情報保護条例  第　　条第　　号　　該当  （具体的理由） |
| 開示する  保有特定個人情報の利用目的 | □開示する保有特定個人情報の利用目的は次のとおりです。    □矢祭町特定個人情報保護条例第５条（□第２号・□第３号）に該当するため、同条例第１７条第１項ただし書の規定に基づき、利用目的は通知しません。 | |
| 開示請求書に記載  された求める開示  の実施方法 | □事務所における開示の実施  ＜実施の方法＞　□閲覧　□写しの交付　□その他  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ＜実施の希望日＞　　　　年　　月　　日  □写しの送付 | |
| 開示請求書に記載  された実施方法に  よる開示の可否 | □可能　　□不可能 | |
| 求めることができる  開示の実施方法 | □事務所における開示の実施  □閲覧　　□写しの交付　　□その他  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □写しの送付 | |
| 事務所における開示を実施することが  できる日時・場所 | ・平成　　年　　月　　日午前・午後　　時　　分  ・平成　　年　　月　　日午前・午後　　時　　分  ・場所（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 写しの送付の方法  による開示の場合に  準備に要する日数 | 日 | |
| 写しの送付に  要する費用 | 円 | |
| 担　　　　当 | （部署名）  （電話番号） | |

※　事務所における開示を求める場合には、保有特定個人情報の開示の実施方法等申出書（第10号様式）「３　開示の実施を希望する日」欄に上記日時の中から希望する日時を選択して記載してください。